



## 1 単元の株式の数の変更に関する取締役会決議公告

株主各位

平成16年1月30日

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

**キヤノン株式会社**

代表取締役社長 御手洗 富士夫

平成16年1月29日開催の当社取締役会において、商法第221条第2項の規定により、1単元の株式の数を下記のとおり変更するための定款変更の決議をいたしましたので公告いたします。

記

平成16年5月6日(木曜日)をもって、1単元の株式の数を1,000株から100株に変更する。

(当社定款第6条第1項は、同日をもって、「当会社は100株をもつて株式の1単元とする。」に変更されます。)

以上

(ご参考)

1. 上記変更に伴い、平成16年5月6日をもって、東京、大阪、名古屋、福岡および札幌の各証券取引所における売買単位も、1,000株から100株に変更されます。
2. 平成16年5月5日[ただし、平成16年5月1日から同年5月5日までは名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成16年4月30日(金曜日)]現在で登録单元未満株式を100株以上ご所有の株主各位につきましては、その登録单元未満株式のうち100株の整数倍の株式につき、100株券にて株券を交付し、お届けのご住所に平成16年5月中旬にご発送申しあげる予定です。
3. 10,000株券、1,000株券、500株券をご所有の株主各位につきましては、平成16年5月6日以降、100株単位の売買取引に通常はそのままお使いいただけませんので、下記名義書換代理人において100株券に分割いただくか、株券保管振替制度をご利用ください。
4. 100株券への株券引換に関するご案内につきましては、お届けのご住所に平成16年4月下旬にご発送申しあげますので、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

なお、既にご所有の株券について株券保管振替制度をご利用の場合には、一切のお手続きは不要ですので念のため申し添えます。

名義書換代理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
事務取扱場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部  
郵便物送付先 〒135-8722 東京都江東区佐賀一丁目17番7号  
お問合せ先 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 (03)5213-5213 (代表)  
同取次所 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店  
みずほインベスターズ証券株式会社  
本店および全国各支店